

行政手続簡素化の取組に関する 地方自治体への展開について

令和元年 5月10日

内閣府 規制改革推進室

1. 地方自治体に対する行政手続簡素化の取組の働きかけ

○ 昨年6月以来、29都道府県、2市の首長・事務方に対し、行政手続コストの削減について働きかけたところである。

- 部会長が知事と面談
- 全国知事会「地方発の行政改革PT」において、昨年10月24日、部会長からプレゼン
- 規制改革推進室が自治体の事務方と面談

2. 各自治体の取組

① 鳥取県

- 部局毎に許認可・補助金手続を棚卸して、
 - ・ 様式の記載項目等の見直し、不要な添付書類の削除
 - ・ Q & A、チェックリストの作成・公開
 - ・ 共通の添付書類等の申請者情報共有によるワンスオンリー化
 - （例）企業の財務諸表・定款資料のデータベース化により部内で情報共有し、重複提出を不要化
 - ・ 審査手続の簡素合理化
 - ・ 同時処理可能な手続の一本化
 - （例）補助金について、採択通知を省略し、交付決定通知に一本化
 - ・ 「とっとり電子申請サービス」を活用し、原則全ての許認可、補助金の申請について、システムを活用した電子申請に対応
 - また、平成30年度からは、手数料等の全面的なクレジットカードによる電子収納を開始（全国に先駆けた先進的な取組）

⇒ 独自に国を上回る目標（1年間で30%削減）を掲げ、実現

＜行政手続コスト削減の計測結果（鳥取県）＞

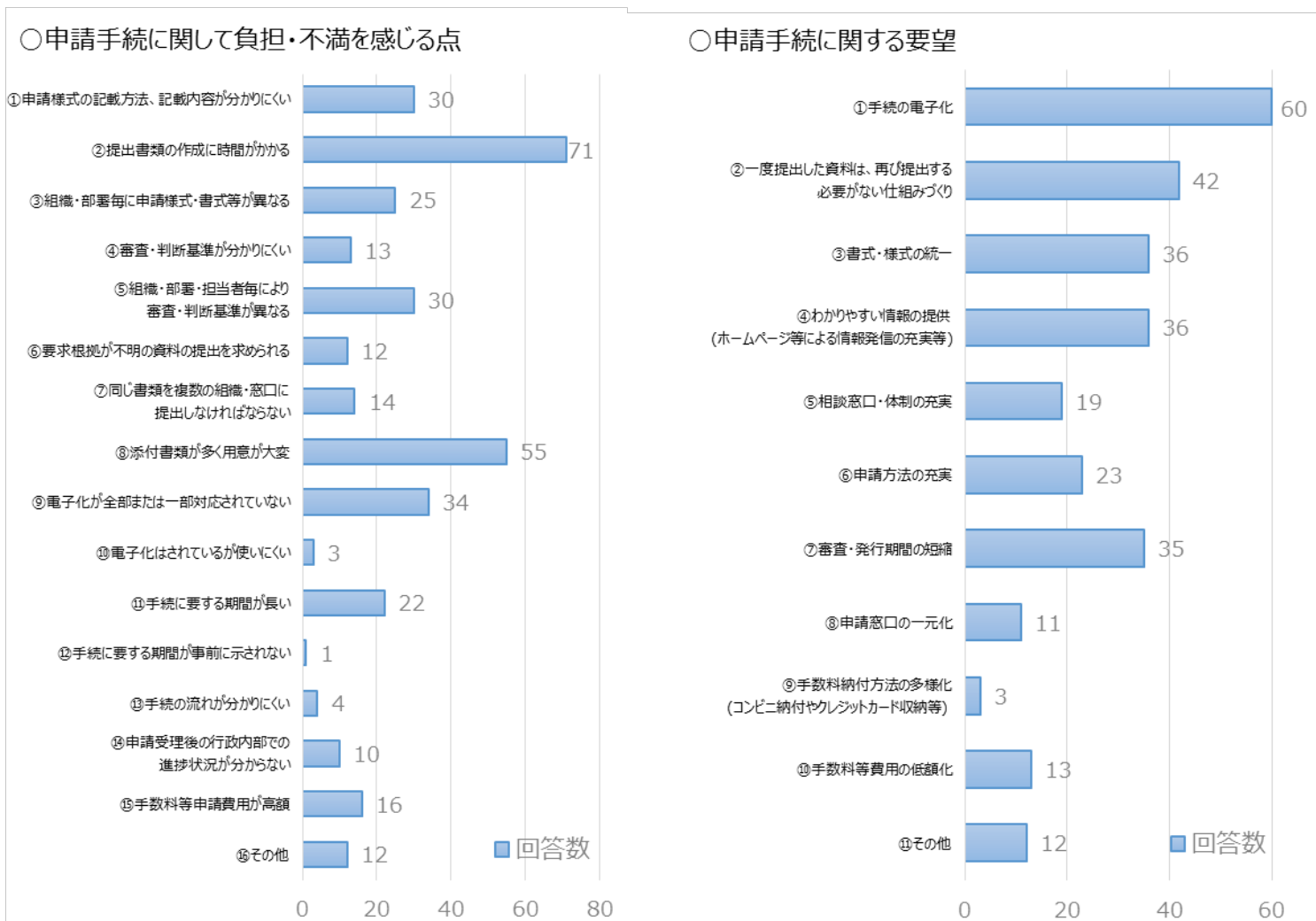
（単位：時間）

	補助金			許認可			合計		
	現状	削減後	削減率	現状	削減後	削減率	現状	削減後	削減割合
元気づくり 総本部	54,083	37,057	31.5%	3,560	890	75.0%	57,643	37,947	34.2%
危機管理局	243	149	38.7%	0	0	—	243	149	38.7%
総務部	2,293	1,272	44.5%	176	128	27.3%	2,469	1,400	43.3%
地域振興部	70,382	45,280	35.7%	3,704	2,636	28.8%	74,088	47,916	35.3%
観光交流局	87,148	56,512	35.2%	0	0	—	87,148	56,512	35.2%
福祉保健部	181,676	109,943	39.5%	1,866,221	1,388,749	25.6%	2,047,897	1,498,692	26.8%
生活環境部	383,771	153,369	60.0%	407,412	314,336	22.8%	791,183	467,705	40.9%
商工労働部	333,109	220,521	33.8%	19,888	16,492	17.1%	352,997	237,013	32.9%
農林水産部	162,284	107,482	33.8%	116,245	68,613	41.0%	278,529	176,095	36.8%
県土整備部	22,875	17,625	23.0%	293,760	229,744	21.8%	316,635	247,369	21.9%
合計	1,297,864	749,210	42.3%	2,710,966	2,021,588	25.4%	4,008,830	2,770,798	30.9%

② 北海道

○ 事業者の負担感・要望を把握するため、平成30年6月～7月にかけて、事業者及び道民に対するアンケート調査を実施

＜事業者へのアンケート調査結果＞



<事業者からの簡素化に向けた意見>

(組織・部署・担当者毎に申請様式や判断基準が異なる)

- ・ 役所側の担当者が代わる度に、審査・判断基準が異なる。添付書類、作成書類等も違う。
- ・ 同一の申請内容でも、出先機関によって提出すべき申請書類の内容が異なる。

(添付書類の簡素化や押印の不要化・簡素化)

- ・ 押印（申請書への社印の押印、割り印など）を不要としてほしい。
- ・ 添付書類不足を指摘されて、再提出させられた。
- ・ 「決算書」「定款」の添付は不要としてほしい。
- ・ 提出書類中に、誤差程度の計算違いがあったため、再提出させられた。

(電子化)

- ・ 行政手続毎に、紙媒体報告、電子送付など、送付手段が混在している。
- ・ 紙媒体での資料保管が不要としてほしい（電子媒体での保存など）。
- ・ 行政の事務処理を電子化・効率化せずに、申請の部分だけ電子化しても変わらない。

- 平成30年9月には、「申請手続の簡素化に関するガイドライン」を策定し、
20%の削減目標を設定

<取組のポイント>

区分	内容等
①申請手続のデジタル化の徹底	・電子申請システムを活用した申請手続の環境整備の徹底等
②記載事項や添付書類の簡素化	・記載事項や添付書類の簡素化に向けた見直しの徹底等
③わかりやすい情報提供	・HPによる申請手続の情報提供の実施等
④審査・発行期間の短縮の推進	・申請手続の「見える化」の徹底や一連の処理を電子化等
⑤統一感のある窓口対応の徹底	・担当者や窓口で対応が異なるQ & Aの作成等

<簡素化の実施までのスケジュール>

区分	内容等
2018. 8～9	・簡素化対象手続の選定及び簡素化目標の設定 ・「申請手続の簡素化に関するガイドライン」の作成
2018. 9～12	・ガイドラインに基づく所管部局による検討
2019. 1	・「（仮称）申請手続簡素化基本計画」の策定
2019. 4～	・簡素化された申請手続の周知及び変更準備⇒実施時期の前倒しも検討
2020. 4～	・申請手続の簡素化の実施

<簡素化に向けた着眼点>

区分	簡素化に向けた着眼点
①調査・検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供の充実（HPの整備、手続の流れや必要書類の明示等）
②事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の充実（多様な相談方法への対応、窓口での統一的な対応等）
③申請準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書類の提供方法の充実（電子申請システムやHPからのダウンロード等） ・ 申請書類の作成支援の充実（作成要領等の作成、電子申請における入力漏れ等のチェック機能の活用等） ・ 添付書類の簡素化、減量化（マイナンバーの活用による省略、申請者に関する情報の共有化等） ・ 様式の記載項目の削除
④申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請方法の充実（電子申請・電子納付、提出窓口の拡大等）
⑤受領・審査・処分決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受領申請書類の電子による管理 ・ 審査期間の短縮、処理ミスの防止（審査マニュアルの整備、審査基準の明確化、標準的な審査期間の設定、一括処理等） ・ 補正期間の短縮（補正事項の明確な伝達等） ・ 経由の廃止 ・ 協議、意見照会期間等の短縮 ・ 処分決定期間の短縮（決裁時間の短縮化、処分業務の定型化等） ・ 処分結果の迅速な伝達（多様な通知方法への対応等）

③ 徳島県

○ デジタル化に重点を置いて、行政手続の簡素化を推進

- オンライン化に向けた業務棚卸しの徹底
- 様式の統一化
- 徳島からの先導モデルの構築・発信

- ・ AI（人工知能）を活用（「実装」）

AIによるFAQ応答システムを「民泊申請」に導入し、閉庁時も申請者からの問合せに対応（対応実績：閉庁時32%）。

- ・ RPA（ロボットによる業務自動化）の導入

公金支払業務について、PC業務を自動化し、作業時間を92%削減、書類作成・審査等に要する時間を縮減。

→ 【期待される効果】

- ・ 県民や事業者の時間、コストを削減することで手続自体の負担感を軽減
- ・ 行政側でも事務負担軽減が図られ、職員の「働き方改革」推進に有効

④ 静岡県

○ 事業者からの要望（16項目）について、行政手続を簡素化

No	簡素化の分類	取組開始年度	項目	説明	効果
1	申請書提供方法の充実	平成30年度	老人福祉施設に係る法手続の事業者等への周知 【ひとり1改革取組成果】	・老人福祉施設（特別養護老人ホーム等）の変更等に係る法手続について、届出の遅延などの法手続の不備が発生していたので、各施設種別ごとに、必要な法手続一覧表（事由、提出時期、必要書類等）を作成し、全事業者及び市町に送付するとともに、介護保険課のHPに法手続一覧表及び提出様式等を掲載したことにより、法手続の周知と適正化を図った。	事業者の提出書類作成の負担が軽減される
2	不要な添付書類の削減	平成30年度	検定・検査申請書の副本の廃止 【ひとり1改革取組成果】	・特定計量器検定、基準器検査等を依頼する者からそれら申請書の提出を求めている。これらの申請書は、従来から、3部複写構成となっており、正副1部ずつを計量検定所宛て提出、残る1部は申請者控えとしていた。 ・提出書類に関し、正副1部ずつ提出のあった申請書のうち副本については、その必要性に乏しいことから、検定・検査申請者の負担軽減と当所の事務の簡素合理化を図るため、静岡県計量検定所検定申請書等取扱要領を改正し、副本を廃止し、正本のみの提出に改めた。	事業者の提出書類作成の負担が軽減される
3		平成30年度	下請負人通知書と施工体制台帳の全工事における二重作成の解消	・下請の契約状況を示す下請負人通知書と施工体制台帳の提出を求めていたが、提出書類を簡素化し事務軽減を図るため、法律で義務付けられた施工体制台帳のみ提出とした。	事業者の提出書類作成の負担が軽減される

No	簡素化の分類	取組開始年度	項目	説明	効果
4	データベース構築による情報共有	平成29年度	道路情報便覧（DB）への登録による特殊車両の通行許可の迅速化	・物流の拡大、ドライバーの人手不足から、大型（特殊）車両が増加しているため、多くの市町の道路情報がデータベース（「道路情報便覧」）に登録されることにより、特殊車両の通行許可申請に対する市町の審査が迅速化されるように、道路情報便覧登載マニュアルを作成して、市町に配布している。	申請から許可までの日数が短縮されることが期待される。
5		平成30年度	道路管理事務の生産性向上～道路台帳のインターネット公開～ 【ひとり1改革取組成果】	・道路台帳の閲覧や開示には、事業者は、事務所などの窓口を訪れる必要があったが、道路台帳をインターネット公開したことで、事業所でのパソコン閲覧が可能となった。 ※平成30年4月より道路現況平面図、同年11月より道路幅員図を公開	窓口への訪問や開示の手続きが必要なくなり、事業者の利便性が向上する。
6	申請のデジタル化	平成29年度	森林情報のオープンデータ化により、申請事務を省略化	・森林情報（個人情報除く）をオープンデータ化し、手続きなしで、県HPにて森林情報をダウンロードできるようにした。	個人情報を含まない森林情報については、基本的に申請行為なしで取得できるので、業務期間の短縮が図られる。
7		平成30年度	使用承認申請を伴わない広報素材の電子データ提供による申請承認手続きの省略	・広報素材の著作権が県に帰属するものをホームページ上で公開し、使用申請手続きを不要とした。	使用申請及び広報物の校正の2段階の作業が短縮された。
8		平成31年度（予定）	静岡県設計書情報提供システムの導入	・年間2,000件を超える工事・業務委託の設計書の公文書開示請求について、インターネット上で申請受付・資料提供を行うシステムを導入する。	窓口に出向いて行っていた、申請に要する交通費、時間、費用が不要となり、加えて、手続き処理に要する期間が短縮される。

No	簡素化の分類	取組開始年度	項目	説明	効果
9	申請のデジタル化	平成31年度 (予定)	情報共有システムの導入	・工事施工中及び完成時に提出する書類について、インターネット上で授受するシステムを導入する。	窓口に出向いて行っていた、書類授受の移動に要する交通費、時間が不要となり、手続き処理に要する時間が短縮される。
10		平成29年度	NPO法の改正に伴う手続きの注意喚起	・平成28年6月公布のNPO法改正を受けてNPO法人が定款変更を行う場合の手続き等について注意点を整理し、ホームページで公開した。	定款変更手続きに係る書類の不備の補正に要する時間が削減される。
11	補正期間の短縮 (チェックリスト、Q&Aの作成によるミスの防止)	平成30年度	土壌汚染対策関係手続きのリーフレット・パンフレットの作成と周知	<p>・これまでの対応事例等を整理・活用し、制度周知用のリーフレットと、申請書の作成等について解説した手引書を作成した。</p> <p>・このリーフレット及び手引書を当センターのホームページに掲載し、常時閲覧可能とした。また、将来的な申請事案の発生等に備え、関係事業者約130社に、順次リーフレットを配布し、市町の関連部局に、リーフレットの配架や案内等について協力依頼した。</p>	<p>①事業者の評価 関係事業者から、「リーフレットで制度の趣旨や申請・届出の要否が確認できた。」「手引書に従って申請書類をスムーズに作成することができた。」等の声が寄せられている。</p> <p>②時間短縮 ・申請1件あたりの窓口対応時間 60分短縮×15件/年＝900分の短縮 ・その他相談等1件あたりの窓口対応時間 30分短縮×200件/年＝6,000分の短縮</p>

No	簡素化の分類	取組開始年度	項目	説明	効果
12	補正期間の短縮 (チェックリスト、Q & Aの作成によるミスの防止)	平成30年度	Q & Aの作成・配付による書類作成時間の削減	・新規県単事業のよくある質問について、Q & A形式で作成し、関係者に配付した。	申請者等関係者の書類作成時間の削減が図られた。
13		平成30年度	Q & Aの作成・配付による書類作成時間の削減	・経営所得安定対策のよくある質問について、Q & A形式で作成し、関係者に配付した。	申請者の書類作成の時間削減や書類修正の時間削減が図られた。
14		平成30年度	造林事業(獣害防護柵)の設計、施工の効率化、事業実施効果の向上	・事業者が柵の設計、施工が効率的かつ適切に行えるように設計、施工のチェックリストの作成を現在行っており、今年度中に施行する予定である。	設計、施工、申請書類の作成の効率化による時間短縮、施工する柵の設置効果の向上が期待される。
15	その他	平成30年度	働き方改革のための、「ウィークリースタンス」の実施	・受注者間協議において、「①休日明け日の期限不可」「②休前日の依頼不可」「③16時以降の打合せ不可」「④内容に見合った作業期間確保」「⑤ノー残業デーは時間外の依頼不可」を取り決めた。	突発的な業務依頼が無くなり、業務を計画的に実施できるため、深夜残業や休日出勤等が減少する。
16		平成30年度	浄化槽新規設置者講習会の市町をまたぐ受講	・受講対象者へは、新規に浄化槽を設置した市町の会場しか案内していなかったが、平成29年度から三島田方地域の4市町に設置した者については、そのいずれかの市町で受講できるようにした。これにより受講者が増加したことから、平成30年度は沼津駿東・熱海伊東地域の7市町でも同様の取組を行い、出席機会を増やすようにした。	平成29年度の受講者の受講率18.5%のうち、他会場での受講率は約8%と4割が他会場での受講であり、効果があった。

3. 国と自治体が連携した取組

【補助金申請システムの導入】

- 経済産業省の開発する補助金申請システムについて、自治体への活用を促進。
 - 自治体との意見交換会を行うとともに、自治体への直接訪問による説明などを実施。
 - 今後、対象自治体、補助金を選定し、BPRなどを行うFS調査を実施。
-
- 今後のスケジュール
 - ・平成31年4月中旬 : FS調査への参加自治体のとりまとめ（対象補助金を選定）
 - ・令和元年5月 : FS調査に参加する自治体に対して説明会を開催
 - ・令和元年6月 : FS調査開始
 - ・令和2年4月～ : 有志自治体において補助金申請システムを使った補助金申請開始

規制改革推進に関する第4次答申（平成30年11月19日）

II各分野における規制改革の推進

1. 第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革

(4) 電子政府の推進による事業者負担の軽減

ア中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現

中小企業・小規模事業者を対象とした補助金については、申請手続等をより簡易に行うことができる補助金申請システムを経済産業省で構築しているところ、経済産業省以外の府省庁においても本システムの導入を進めるとともに、地方自治体にも活用を促す。

【就労証明書の標準的様式の普及】

- 就労証明書については、平成29年に標準的様式を示し、全国の市区町村に対して導入を要請。
- しかしながら、現時点の導入率は、市区町村数ベースで50%（人口ベースで40%）にとどまり、特に待機児童問題を抱える大都市での導入が進んでいない（東京23区で9%、人口100万人以上の政令指定都市で18%）。
- 就労証明書の標準的様式については、規制改革推進に関する第4次答申（平成30年11月19日）において、「導入率70%（平成32年度（2020年度）から）」を目標に取り組みことを決定している。この目標を達成するため、引き続き、未導入の市区町村に対し働きかけを行う。特に、現在、標準的様式を導入していない大都市に対しては、新たに作成する大都市向けの標準的様式について周知を行う。

○これまでの取組（第11回行政手続部会（平成31年3月5日）内閣府子ども・子育て本部提出資料より抜粋）

- ・平成29年3月 各地方自治体の就労証明書様式で記載を求める項目※を盛り込んだ電子入力対応様式の提示
（※）「子育てワンストップサービスに係るアンケート調査」の集計結果（約80%の市区町村が回答）を基に抽出
- ・ “ 8月 標準的様式の提示及び活用の依頼
- ・ “ 12月 標準的様式の活用状況の調査※
（※）標準的様式の項目を加除修正する場合の留意事項（既存の項目を修正せず備考欄以下に追加すべきこと）を併せて周知
- 平成30年4月 調査結果の地方自治体への送付及び活用・対応の再依頼
- ・ “ 7月 標準的様式の活用状況のフォローアップ調査
- “ 10月 調査結果の地方自治体への送付及びホームページでの公表（見える化）並びに活用・対応の再依頼※
（※）標準的様式の活用の趣旨や活用する予定がない理由として不適当なものを示した留意事項を併せて周知

○今後の取組（予定）

- ・大都市向けの標準的様式を作成し、従来の標準様式と併せ、令和2年度入所分における導入について自治体へ働きかけを実施

＜参考＞規制改革推進に関する第4次答申（平成30年11月19日）抜粋

○電子政府の推進による事業者負担の軽減

・保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減

【a：平成31年上期までに実施、b：平成33年度までに実施】

＜基本的考え方＞

保育所入所の際の就労証明書について、地方自治体ごとに様式がバラバラであるとともに、一部ずつ紙に押印して作成する必要があることが、事業者の負担になっている。

平成29年来、国は、標準様式化、デジタル化に取り組んできたが、標準的様式の普及率はいまだ全体の約40%（保育所等申込者数ベース）にとどまり、特に待機児童問題を抱える大都市での導入が進んでいない（政令指定都市で約25%、東京23区で約10%）。

＜実施事項＞

- a 平成32年度入所分の標準的様式の普及率を保育所等申込者数ベースで70%とする目標を設定し、標準的様式の普及率の抜本的向上を図る。この目標を達成するため、地方自治体に対して実施したアンケートの調査結果を精査するとともに、大都市の地方自治体において特に導入が進んでいない理由（記載項目が不足等）を分析し、早急に実効的な対策（例えば、大都市向けの標準的様式の作成など）を立てて、標準様式化、デジタル化を働きかける。
- b 押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める。

【食品衛生申請等システム】

- 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可等については、自治事務であり、施設基準・申請様式にばらつきが生じている。
- 厚生労働省において、食品衛生法関係の手続に関する全国統一のオンラインシステムを開発することにより、自治体ごとに申請様式にばらつきが生じている問題などの解消を図る。
- 同時にシステム上における、申請等の様式統一化に伴い、紙の申請の際の様式の統一化も図る。

○食品衛生申請等システムのスケジュール



平成30年度後半～令和元年度後半
令和2年度～

システム開発
システム運用開始

4. 今後の方向性について（案）

- これまでの自治体との面談の結果等を踏まえ、以下のような取組を進めるべきではないか。

（課題 1）

- ・自治体からの要望①：先行的な自治体の取組における事例を教えてほしい。
- 先行的な自治体の取組に関する簡素化の事例集を作成し、各自治体に展開する。
- ※静岡県の取組参照（p 9－12）

（課題 2）

- ・自治体からの要望②：許認可の相当部分は、国の法律に基づく事務である。各省において書式・様式の簡素化、添付書類の削減等をしてほしい。
- 自治体からの国に対する具体的な要望を踏まえ、各省に簡素化の検討を要請する。
- ※例えば、行政手続コスト削減について、A県からX法〇条の申請書類・添付書類の簡素化について要望があった場合に、当該省庁に簡素化の検討を要請する。
- （現行の取組においては、営業の許認可（いわゆる業法）を重点分野として簡素化計画を策定しているため、これ以外の許認可（例えば、建物、土地利用等に関する手等）は、原則として、各省の簡素化計画策定の対象となっていない）

(課題 3)

→分野別の先行的な取組（補助金共通申請システム、就労証明書の標準化等）と連携しつつ、行政手続のデジタル化を含め、自治体に行政手続コストの削減を働きかける。

※例えば、①補助金共通申請システムを積極的に導入する自治体に、許認可等も含めた包括的な行政手続コストの削減を要請する。②包括的な行政手続コスト削減に積極的に取り組む自治体に対して、就労証明書の電子化の先行的な実施を要請する。